
プロジェクト 収益認識

項目 本日の検討の概要

これまでの経緯

1. 2018 年 3 月 30 日に公表した企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)第 80 項及び第 156 項においては、収益認識会計基準が適用される時(2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首)まで(準備期間を含む。)に開示及び表示に関連する事項を検討しているとしている。
2. 第 95 回收益認識専門委員会(2019 年 4 月 17 日開催)及び第 407 回企業会計基準委員会(2019 年 4 月 25 日開催)においては、注記事項を検討するにあたっての基本的な考え方として、次の対応を行うことを提案し、大きな異論はなかったと理解している。
 - (1) 包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを収益認識会計基準に含める。また、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を収益認識会計基準に含める。
 - (2) 財務諸表作成者が当該企業の契約の実態にあわせて個々の注記事項の開示の要否を判断することを明確にし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記を省略することができることを明確にする。
 - (3) 財務諸表作成者から、特に作成負担に関して強い懸念等が寄せられている、「残存履行義務に配分した取引価格」に関する注記については、重要性の判断等について、追加の対応をすべきか否かを別途検討する(このほか、顧客との契約から生じた債権と契約資産を区分して貸借対照表に表示することを要求するか否かを検討することとしており、その検討結果に合わせて、契約残高(契約資産及び契約負債の残高等)に関する注記について追加の対応を検討する可能性がある。)

検討項目一覧

3. 収益認識会計基準の適用日までに検討する予定の項目は次のとおりである。本日審議する予定の項目はオレンジでハイライトしている。また、審議の方向性について確認した項目は、グレーでハイライトしている（文案については継続的に見直しを行っている。）。

No.	検討項目及び論点
【検討項目 1】表示	
1-1-1	収益の表示科目
1-1-2	顧客との契約から認識した収益の開示（113(a)）
1-2	収益と金融要素の影響
1-3-1	契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示
1-3-2	顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失（113(b)）
1-3-3	契約資産と契約負債の純額処理
【検討項目 2】注記事項（総論）	
2-1	全体の方向性
2-2	重要性の指針の方向性及び構成
【検討項目 3】注記事項（個別案件）	
3-1	分解情報、基礎となる情報
3-2	契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）
3-3	残存履行義務の開示
特定案件	
3-4	重要な会計方針の注記との関係の整理
3-4-1	代替的な取扱いの注記
3-4-2	契約コストの定め
3-4-3	実務上の便法の取扱い
3-5	工事契約等に関する注記事項
3-6	注記の形式（注記の記載方法、他の基準に従って情報を提供している場合の取扱い）
個別財務諸表及び四半期財務諸表の取扱い他	
3-10	対象となる企業の範囲
3-11	個別財務諸表の取扱い
3-12	四半期財務諸表の取扱い
【検討項目 4】設例	

No.	検討項目及び論点
4-1	表示の設例
4-2	開示の設例
【検討項目 5】 経過措置	
5-1	経過措置、適用日
5-2	コメント募集期間
【検討項目 6】 別途の対応	
6-1	該当ある場合
【検討項目 7】 その他	
7-1	公表にあたって

本日の検討事項

4. 本日の企業会計基準委員会では、第 98 回収益認識専門委員会（2019 年 7 月 18 日開催）で議論した次の論点について、ご審議いただくことを予定している。
- (1) 注記事項の検討－重要な会計方針の注記との関係の整理（審議事項(4)-2）
 - (2) 表示の検討－顧客との契約から生じた収益の表示科目（審議事項(4)-3）
 - (3) 注記事項の検討－契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）に係る開示（審議事項(4)-4）
 - (4) 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失（審議事項(4)-5）
 - (5) 表示の検討－収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示（審議事項(4)-6）
 - (6) 収益認識会計基準等に係る注記に関する設例（審議事項(4)-7）

本日の検討事項の概要

（審議事項）

注記事項の検討－重要な会計方針の注記との関係の整理（審議事項(4)-2）

5. 重要な会計方針に関する注記は、企業会計原則注解（注 1-2）及び企業会計基準第 24 号に照らして企業が判断することとし、どの会計方針が重要な会計方針であるかについて言及しないことを提案している。提案理由は、次のとおりである。

- (1) 個別の会計基準においては、特定の会計方針が重要な会計方針であるかどうかについて言及している例¹は少なく、また、収益認識会計基準等においては、個別項目に対して重要性等から代替的な取扱いなどを定めている。
6. また、上記に関連し、次の分析も提示している。
- (1) 収益認識会計基準等に基づく個別の注記情報として開示が求められる項目について、企業が重要な会計方針にも該当すると判断するときには、重要な会計方針として開示することになる。例えば、重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針第98項）により、商品又は製品の出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点（出荷時や着荷時など）に収益を認識している旨を、個別の注記情報における「履行義務を充足する時点」に関する情報として注記する場合に、企業の判断により重要な会計方針としても開示する場合があると考えられる。
 - (2) 収益認識会計基準等に基づく個別の注記情報として開示が求められる項目について、重要な会計方針としても開示する場合には、個別の注記において重要な会計方針の注記を参照することができる。
7. 収益認識会計基準等において、どの項目が重要な会計方針であるかの判断基準を定めずに、企業の判断に委ねるとした点について、専門委員会では、主に次のような意見が寄せられた。
- 各企業に個々の注記事項について重要な会計方針の判断を委ねるよりも、利用者が収益を理解するための必要な情報として、通常であれば何が重要な会計方針となるのか、収益認識会計基準等において具体的な項目を示した方が利用しやすいものとする。
 - 重要な会計方針の開示について、仮に、作成者である企業の判断や財務諸表等規則などの規定に委ねるとしても、ASBJが重要な会計方針について整理して、考え方を示すことが望ましいと考える。例えば、財務諸表等規則第8条の2第7号における重要な会計方針の注記「収益及び費用の計上基準」における現行の開示事項と新たに重要な会計方針として求められる注

¹ 企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第72項では、貸手の行ったリース取引が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合に採用した方法について、重要な会計方針に注記することとしている。

また、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第52項では、退職給付見込額の期間帰属方法、数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法について、（会計方針に係る注記）項目として定めている。

記事項との整合性や、収益認識会計基準等における「収益を理解するための基礎となる情報」を重要な会計方針として記載することについてなどを検討することが必要なのではないかと考えられる。

- 重要な会計方針の注記として、結果として5ステップのみの記載となるのではなく、企業のビジネスモデル等に応じて、収益認識に関する会計処理の原則及び手続を記載させるようにすべきであると考えられる。ビジネスが多岐に渡る場合などは、収益認識会計基準等に基づく個別の注記事項において記載されることになることは理解できるものの、少なくとも履行義務の充足時点については、通常であれば、重要な会計方針の注記として開示されるものではないか。場合によっては、重要な会計方針の注記の大半が収益認識に係る記載となることもあると考えられる。
- 財務諸表等規則や会社計算規則などの改正において、重要な会計方針がどのように規定されるのかについて懸念がある。

表示の検討－顧客との契約から生じた収益の表示科目（審議事項(4)-3）

8. 第98回収益認識専門委員会（2019年7月18日開催）において、収益の表示科目について、具体的な表示科目を収益認識会計基準において定めることはせずに、企業の実態に応じ、売上高、売上収益、営業収益等の適切な名称を付すこととすることをご提案している。
9. 上記の提案を行った主な理由は、次のとおりである。
 - (1) 収益認識会計基準に従い会計処理される取引の種類がさまざまであることを考慮すると、すべての企業に対し、単一の表示科目（例えば、「収益」）を用いることを求めることは適切ではないと考えられる。実際にこれまでの議論において、懸念の多くは、次のように、性質が異なる収益が合算して表示される可能性があることと理解している。
 - ① 財から生じた収益と、サービスから生じた収益
 - ② 本人であることから生じた収益と、代理人であることから生じた収益
 - (2) 異なる性質の取引のそれぞれについて表示科目を定めることも考えられるが、IFRS第15号は、本表又は注記において、顧客との契約から生じる収益を区分することを要求しており（IFRS第15号第113項(a)）、また、収益の分解情報を要求しており（IFRS第15号第114項及び第115項）、その際の区分の基礎は、財又はサービスの性質と、本人又は代理人の区分に限定されない（IFRS第15号B89項に区分の基礎が例示されている）。

10. これについて、専門委員会では、主に次のような意見が寄せられた。

- 「企業の実態に応じて決めることになる」とするだけでは、表示科目の決定における判断基準が難しい。IFRS を任意適用した会社では、連結と単体で収益の表示科目が異なっている例もあり、収益認識会計基準等において、実務上の混乱を回避し、また、変更の契機となるよう、より具体的な考え方等を示すべきと考える。
- 適用指針文案の第 105-2 項においては、「例えば、売上高、売上収益、営業収益等が考えられる」とあるが、企業が自由に表示科目の決定が可能という含意はなく、あくまで企業の実態、取引の性質に応じて表示科目を決定すべきならば、実務が分かれなように、もう少し考え方を示した方が利用しやすい。
- 象徴的で検討にあたってスタートラインとなる例を示してはどうか。例えば、物品の販売は売上高等、サービスの提供は営業収益等を企業の実態に応じて、適切な名称を付すこととするとしてはどうか。

(収益の表示科目について、企業の判断に委ねるべきという意見)

- 適用指針文案の第 105-2 項においては、「売上高」も例として残っている方が、多くの日本基準適用会社にとって取り組みやすいと考える。別記事業の会社においては、業法の定めにより定着している表示科目もあり、会社の判断による多様性を認める規定の方が適しているように考えられる。

注記事項の検討－契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）に係る開示（審議事項(4)-4）

11. 第 97 回収益認識専門委員会（2019 年 6 月 20 日開催）及び第 411 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 27 日開催）において、契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）に係る注記を収益認識会計基準に取り入れることについて、主に次の意見が寄せられた。

(1) 契約資産及び契約負債の残高の重大な変動の説明に関する開示について

- すべての企業に当該開示を要求する場合には、契約資産及び契約負債の残高に重要性がない企業や、これらの勘定科目に不慣れな企業にとっては、大きな負担となる可能性がある。
- ある一時点の債権、契約資産、契約負債の残高の変動に関する情報のみを提供することが、財務諸表利用者にとって有用なものとなるのか疑問であ

ると考えられる。また、定量情報も含めて開示するとされている点について、ある程度柔軟な対応ができないか。

(2) 履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関係性について

- 契約によって千差万別であるため、当該情報を開示することの有用性に疑問がある。

(3) 過去の期間に充足した履行義務から認識した収益について

- 重要性の観点から設けられた代替的な取扱いとも関連するものであり、これらをすべて集計して開示するか否かという点について検討が必要なのではないか。

12. 上記の寄せられた意見を踏まえ、次項に示す論点ごとに分析を行った。基本的には、各論点について、IFRS 第 15 号と同様の要求を収益認識会計基準に取り入れることを提案している。このうち、(1)の契約資産及び契約負債の残高の重大な変動の説明については、IFRS 第 15 号においては、定量的情報及び定性的情報により説明することが求められているものの、収益認識会計基準においては、変動の主要因を定性的に示すことにより、有用な情報を提供する場合もあると考えられるため、必ずしも定量的情報を含めることは要求しないことを提案している。

13. 各論点の主な提案理由は次のとおりである。

(1) 契約資産及び契約負債の残高の重大な変動の説明

- 開示目的を考慮した結果、当該開示の重要性が乏しいと判断できる場合には当該開示は不要であるものと考えられる。また、開示例からも、開示目的に照らした結果、当該開示が省略されているケースは相当数存在しているものと考えられる。
- 当該残高に重大な変動があり、開示目的に照らして必要と判断される場合には、その説明を求めたとしても、一般的には財務諸表作成者のコストを有用な情報が提供されることによる便益は上回るものと考えられる。また、IFRS 第 15 号と同様、増減表形式での開示を要求するものではなく、財務諸表作成者の負担にも一定の配慮がなされているものと考えられる。

(2) 履行義務の充足の時期、通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響

- 財務諸表作成者にとっては、適用初年度においては、当該開示のために一定のコストがかかるものと考えられるが、その後のコストは必ずしも大き

なものではないと考えられる。

- どのような開示が有用な情報を提供するかについては、企業の状況に応じて様々であると考えられる。開示例の分析から、個々の取引すべてを対象に当該説明を記載しているものではなく、一般的な特徴の他、重要性のある特定の事業における特徴的な内容を記載しているものと考えられる。
- (3) 当報告期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの
- 当該開示により、実績として、期首に存在した契約負債がいくら収益として認識されたかの情報が提供され、また、当期の収益のうち、期首の契約負債により裏付けられていた金額がいくらであったか、又は、既に支払いを受けている収益が当期にいくら認識されたかについての情報が提供されることとなり、企業の顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を評価するための有用な情報が提供されるものと考えられる。
- (4) 当報告期間に、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益
- 当該開示により、当期の履行の結果ではない収益認識の時期に関する目的適合性のある情報を提供し、したがって、当期の営業成績及び将来の収益の予測に関する有用な情報を提供されることとなるものと考えられる。
14. 専門委員会では、契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）について開示する点については、概ね異論は聞かれなかったものの、定量的な情報の開示、例えば、当報告期間に、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益について、次のような意見が寄せられた。
- 過去の期間に充足した履行義務から認識した収益について、定量的な開示を求める提案となっているが、工事契約において契約変更等がなされるケースが多いものの、期末において進捗率を再計算した結果を損益計算書及び貸借対照表に反映しているのみで、現状、当該金額を集計する体制になっていない企業が多いと考えられるため、実務上、作成者の負担が増すと考えられる。

表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失（審議事項(4)-5）

15. 第 97 回收益認識専門委員会（2019 年 6 月 20 日開催）及び第 411 回企業会計基準

委員会（2019年6月27日開催）において、顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の金額について、表示又は注記により、開示を要求することを提案した。

16. これに対し、顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の開示の必要性や、当該費用に含まれる範囲について、検討する必要性がある等の意見が寄せられており、これらを踏まえて次の提案を行っている。

(1) 他の債権の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と区分して開示する必要性

- 第98回収益認識専門委員会（2019年7月18日開催）において、他の債権等に係る貸倒損失額等と区分して、顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の開示を要求することをご提案した。

（提案理由）

- 顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の開示の必要性は、顧客の信用リスクを取引価格の測定に反映せず、企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識するとの決定から生じている（IFRS第15号BC333項）。収益認識会計基準等においても当該考え方を採用している。
- IFRS第15号BC260項では、この考え方を採用した背景の説明として、収益の成長と債権管理（又は不良債権）とを別々に分析できるように、収益を「総額」で測定することが適当と考えたとしている。また、この債権管理（又は不良債権）の分析に資するように、顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失（本資料では貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額）の開示が有用であるとされている。

(2) 貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の範囲（戻入額と相殺することの可否）

- 第98回収益認識専門委員会（2019年7月18日開催）において、収益認識会計基準等において、企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、戻入れの額と相殺した金額で開示することをご提案した。

（提案理由）

- IFRS第15号第113項(b)で要求している、企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示の範囲は必ずしも明

確ではないと考えられるが、戻入の額と相殺した金額で開示することを要求しているものと考えられる（IFRS 第 15 号 BC261 項及び IFRS 第 9 号第 5.5.8 項）。

- IFRS 第 15 号の検討過程で、当初の減損損失を収益の表示科目の近くに表示し、事後の減損損失を区分した費用として表示することを検討したが、財務諸表作成者のコストの負担が多額となる可能性を考慮し、当該区分を要求していない（IFRS 第 15 号 BC262 項から BC264 項）。
- 財務諸表利用者は、企業の販売機能と債権回収機能の業績は別々に管理されていることが多いため、それらを区別して評価することに関心があるとされており（IFRS 第 15 号 BC260 項）、この点を踏まえると、減損の戻入れも債権回収機能の業績の一部であることから、これを区分しなくても、財務諸表利用者に有用な情報が提供できるものと考えられる。

(3) 「顧客との契約から生じた債権」という表現

- 顧客との契約から生じた債権と顧客との契約から生じた債権以外の債権を区分することが適当と考えられるため、債権の前に「顧客との契約から生じた」との文言を追加している。収益認識会計基準第 12 項において、「債権」を定義しているが、用語を適切に使用するため、当該定義の対象を「債権」ではなく「顧客との契約から生じた債権」とすることが考えられる。

(4) 金融商品会計基準と貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額用語

- 文案において、「金融商品会計基準に従って認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額」としているが、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額用語は、金融商品会計実務指針の用語であり、金融商品会計基準は費用項目についての言及はないため、また、「金融商品会計基準に従って」を削除しても、意味は変わらないと考えられることから、「金融商品会計基準に従って」を削除することが適当と考えられる。

17. 前項の提案について、専門委員会では、主に次のような意見が寄せられた。

- 顧客との契約から生じた債権を特定し、かつ、金融商品会計基準及び同実務指針の適用を前提とした場合、一般債権として貸倒引当金を算定し、顧客との契約から生じた債権の貸倒引当金繰入額を、他の債権の貸倒引当金繰入額と按分して算定する取り扱い、現行の貸倒見積額の算定を変更するものではなく、本当に影響がないと言えるか疑問が残る。

- また、貸倒引当金繰入額の方が多く場合には、按分して営業費用又は営業外費用とする一方、貸倒引当金取崩額の方が多く場合には按分計算が必要ないとされていて、按分計算された結果の開示の有用性には疑問があると考えられる。貸倒損失額も相殺して表示又は注記してよいか、償却債権取立益の場合の取り扱いなど、具体的にどのように計算し、その結果に有用性があるか検討する必要があると考える。

表示の検討－収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示（審議事項(4)-6）

18. 第 95 回収益認識専門委員会において、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分して損益計算書上、表示することを提案し、次の意見を除き、大きな異論は聞かれなかった。
 - (1) 我が国においては、金融要素の提供の意図はないにもかかわらず、履行と代金回収に 1 年以上の期間が空く場合もある。売上高は従来どおり計上し、その内、金融要素に係る金額を注記にて開示することについて検討できないか。
19. 第 98 回専門委員会において、前項の頂いた意見を踏まえ、再度検討を行い、次の理由から、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分して損益計算書上、表示することを再度、ご提案した。
 - (1) 顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合に、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分して会計処理することによって有用な情報が提供されると考えられ、また、国際的な比較可能性等を考慮した結果、当該会計処理について、IFRS 第 15 号と同等の要求事項を導入している。
 - (2) 財務諸表本表ではなく注記による開示を許容又は要求する場合には、財務諸表本表における国際的な比較可能性が損なわれる可能性がある。
 - (3) 重要な金融要素が含まれる場合には、仮に金融要素の提供の意図がない場合でも、運転資本が拘束又は解放された結果、金利収益又は金利費用に影響を与えている可能性があり、当該損益との対応の観点から、対応する金融要素に係る損益を損益計算書上に反映することが適当と考えられる。
20. 前項の提案について、専門委員会では、特段異論は聞かれなかった。

収益認識会計基準等に係る注記に関する設例（開示例）（審議事項(4)-7）

21. 注記に関する設例については、IFRS 第 15 号及び FASB による会計基準のコード化

体系(FASB-ASC) Topic 606 (以下「Topic 606」という。)において、次の3つの設例が設けられている。

- (1) 設例 41「収益の分解」
- (2) 設例 42「残存履行義務に配分した取引価格の注記」
 - ① 現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している場合
 - ② 時間に基づく測定値を用いて進捗度を測定している場合（固定対価）
 - ③ 時間に基づく測定値を用いて進捗度を測定している場合（変動対価）
- (3) 設例 43「残存履行義務に配分した取引価格の注記一定性的情報」

22. 上記の設例につき、主に次の理由から収益認識会計基準に取り入れること、及び取り入れた場合の文案を提案している。

- (1) 実務において想定される取引等について、注記事項の定めがどのように適用されるのかについて、関係者の理解の助けとなると考えられる。
- (2) 特に、残存履行義務の注記については、米国会計基準も踏まえて実務上の便法及び実務上の便法を適用した場合の注記を取り入れることを提案しているが、当該設例を設けることにより、米国会計基準を参考に導入した実務上の便法を適用した場合の注記内容がよりイメージしやすくなると考えられる。

23. また、次の理由から、IFRS 第15号及びTopic 606で設けられた開示例に追加して開示例を設けることはしないことを提案している。

- (1) 注記事項の有無及び記載内容は、企業の事業内容や契約類型によって多様なものとなると考えられるが、多様な状況に共通する開示例を示すことが困難であると考えられる。
- (2) 開示例を示すことにより、企業の固有の状況に関係なく、開示例を踏襲した決まり文句の記載となる恐れがある。注記事項の有無及び記載内容については、個々の企業の状況を踏まえて、開示目的に照らして考えるべきものであると考えられる。
- (3) 独自の開示例を追加することにより、日本独自で追加的な定めを設けていると解される恐れがある（例えば、日本基準においては、注記事項の定めについて、特定の開示方法により注記すべきであると解釈しているという誤解が生じる可能性があるなど）。

24. 上記の提案につき、専門委員会では、特段異論は聞かれなかった。

文案及び聞かれた意見

25. 収益認識会計基準及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の修正案に関する文案は、審議事項(4)-8 参考資料 1 及び審議事項(4)-8 参考資料 2 においてお示ししている。文案には次の内容を含めている。

- (1) これまでの収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた具体的な文案
- (2) 本日の企業会計基準委員会で提案している内容

以 上

別紙 これまでの収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会で審議した事項

26. これまでの収益認識専門委員会及び企業会計基準委員会においては、次の事項についてご説明した。

企業会計基準委員会 又は専門委員会	内容
第 94 回収益認識専門委員会 (2019 年 3 月 19 日開催)	(1) 収益認識会計基準が適用される時までに検討すべき事項 (2) IFRS 第 15 号の開示規定 (3) Topic 606 適用企業の開示例
第 95 回収益認識専門委員会 (2019 年 4 月 17 日開催) 第 407 回企業会計基準委員会 (2019 年 4 月 25 日開催)	(1) 注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方 (2) 注記事項の検討－開示目的及び重要性 (3) 収益認識会計基準等に係る表示に関する事項
第 96 回収益認識専門委員会 (2019 年 5 月 30 日開催) 第 410 回企業会計基準委員会 (2019 年 6 月 13 日開催)	(1) 注記事項の検討－開示目的 (2) 注記事項の検討－収益の分解情報 (3) 注記事項の検討－収益を理解するための基礎となる情報
第 97 回収益認識専門委員会 (2019 年 6 月 20 日開催) 第 411 回企業会計基準委員会 (2019 年 6 月 27 日開催)	(1) 表示の検討－契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示 (2) 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失 (3) 表示の検討－契約負債と契約資産の純額表示の要否 (4) 表示の検討－収益認識会計基準等に係る表示に関する設例 (5) 注記事項の検討－契約残高(契約資産及び契約負債の残高等)に係る開示 (6) 注記事項の検討－残存履行義務に配分した取引価格 (7) 注記事項の検討－工事契約等に関する注記事項 (8) 注記事項の検討－注記の記載の形式
第 98 回収益認識専門委員会	(1) 注記事項の検討－契約残高(契約資産及び契約

<p>(2019年7月18日開催)</p>	<p>負債の残高等)に係る開示</p> <p>(2) 注記事項の検討－残存履行義務に配分した取引価格</p> <p>(3) 注記事項の検討－重要な会計方針の注記との関係の整理</p> <p>(4) 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失</p> <p>(5) 表示の検討－顧客との契約から生じた収益の表示科目</p> <p>(6) 表示の検討－収益と金融要素の影響</p> <p>(7) 収益認識会計基準等に係る表示に関する設例</p> <p>(8) 収益認識会計基準等に係る注記に関する設例</p> <p>(9) 収益認識会計基準等の文案の修正</p>
-----------------------	---

以上